

鶴岡市地域共生社会推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく鶴岡市地域福祉計画(以下「計画」という。)の推進及び、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45に掲げる事業を効果的に実施するため、鶴岡市地域共生社会推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次のことを協議する。

- (1) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (2) 市全域の課題への対応及び地域の課題解決に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者は、会議に出席したことで知りえた個人情報、その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、委員でなくなった後においても同様とする。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。